

議案第145号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「特別措置法」という。」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第7条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。